

令和3年 6月 1日

各 位

社会福祉法人釧路市社会福祉協議会
会長 土 井 英 昭
《公印略》

「緊急事態宣言」延長に伴う利用時間の短縮等の継続について

時下、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、障がい者福祉の推進にあたりまして格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、5月16日（日）より北海道における「緊急事態措置」の延長に伴い、下記施設の利用について、宣言発令期間中の6月20日（日）までの間、利用時間の短縮を継続することとなりました。

つきましては、利用者の皆様におかれましては、安心してご利用いただくために、引き続き感染予防対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 利用時間の短縮について

- (1) 対象施設 釧路市障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズくしろ）
- (2) 期 間 令和3年6月1日（火）～6月20日（日）まで
- (3) 利用時間 火曜日から土曜日：9時00分～20時00分まで
日曜日：9時00分～17時00分まで【変更なし】
- (4) そ の 他 上記期間中は、釧路市の方針に準じ、飲食並びにカラオケ等の実施についても禁止といたしますのでご了承ください。

〒084-0905 釧路市鳥取南7丁目2番20号 サン・アビリティーズくしろ TEL 0154-51-9865 FAX0154-51-0161
